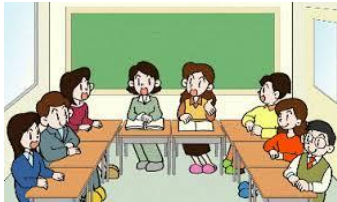


# 名家連ニュース

平成29年11月23日(木)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 494号



## 名古屋市との懇談会開催

11月18日(土)、市内家族会と名古屋市との恒例の懇談会が開催され、昨年の保健所再編に続き、11月15日の「財政福祉委員会」に提出された健康福祉局の資料をもとに今後の保健所体制及び保健と福祉の連携強化について説明を受けましたので、その内容や各家族会からの質問と要望を2回に分けてお知らせいたします。

## 昨年の懇談会で説明を受けた保健所再編の概要

### ＜保健所体制の現状＞

・本市は、各区に保健所を設置するとともに、区役所支所のある北区、西区、中川区、港区、守山区及び緑区に保健所分室を設置している。(16保健所体制)

### ＜保健所体制の考え方＞

・健康危機管理にかかる指揮命令機能の強化や、公衆衛生医師不足への対応が課題となっていることを踏まえ、「1保健所・16保健所支所体制」に移行。

①趣旨・名古屋市保健所条例の改正(平成29年条例第33号)施行時期：平成30年4月1日

②概要・本庁に保健所を設置するとともに、各区に保健所支所を設置する。

・各区の保健所支所の名称を「保健センター」とする。

## 保健と福祉の連携強化に関する現時点での考え方の概要

### (1) 現状と課題

・社会福祉事務所の職員が明確な役割分担のもと、情報共有や安定的な支援ができる体制や、区における保健部門と福祉部門が一体的に機能する組織が必要である。

・保健所が単独庁舎となっている区における、保健と福祉の連携強化と市民サービスの向上が課題となっている。



### (2) 業務連携強化に向けた各分野における方策

区分	状況	方策
地域包括ケア	・福祉課、保健所、いきいき支援センターが、それぞれの役割を担い、効果的に地域包括ケアシステムを構築する必要がある。	・地域包括ケア推進に係る保健・福祉部門の兼務組織を活かし、地域の保健・医療・福祉機関のネットワーク化を推進する。
障害福祉	・障害種別によって社会福祉事務所と保健所に分かれている福祉窓口を、利用者に分かりやすく、利便性の高いものとする必要がある。 ・増加する福祉制度の利用者に対応するため、相談機能の向上を図る必要がある。	・精神障害者及び難病患者の福祉窓口について、平成31年度の一元化を視野に当事者の意見を聞きつつ検討を行う。 ・障害特性に配慮した相談環境や必要な体制について考慮する。